

3.3 環境の保全のための措置

「（仮称）吹田千里丘計画に係る環境影響評価書」について、「吹田市環境影響評価条例」（平成10年吹田市条例第7号）第18条第1項の規定による「評価書についての意見書」及び同条例第19条第1項の規定による「（仮称）吹田千里丘計画に係る環境影響評価書に対する市長の意見書」の内容を踏まえ検討した結果、環境の保全のための措置に以下の内容を追加した。

- ・ 工事最盛期に事業計画地の敷地境界に近い場所で使用する建設機械については、最新の国土交通省指定の排出ガス対策型を優先的に使用していくこと。
- ・ CO₂削減対策として、シャトルバスの運行、コミュニティバスの利用促進、高効率給湯器の導入を採用すること。
- ・ 今後も、事業に組み込めるCO₂削減対策があれば、積極的に採用に向けて検討を行うこと。

本事業の実施にあたっては、環境への影響を最小限にとどめるため、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、以下に示す環境の保全のための措置を講じることとする。

(1) 大気汚染

- ・ 工事区域の周囲に仮囲いを設置する。
- ・ 粉じんの発生・飛散防止のため、適宜散水を行う。
- ・ 工事の効率化・平準化を図るとともに、使用する建設機械については、国土交通省指定の排出ガス対策型建設機械とし、その機種についてはできる限り低公害型を選定する。
- ・ 工事最盛期に事業計画地の敷地境界に近い場所で使用する建設機械については、最新の国土交通省指定の排出ガス対策型を優先的に使用する。
- ・ 建設機械等の空ぶかしの防止、アイドリングストップを励行する。
- ・ 気象条件を考慮し、周辺への影響を低減するよう工事範囲や規模に配慮する。
- ・ 建設資機材搬入車両の計画的な運行により適切な荷載を行い、工事関係車両の台数を削減する。
- ・ 大型車両については、できる限り最新の低公害対策車両を使用するとともに、車種構成に配慮する。
- ・ 工事関係車両の走行時間帯はラッシュ時など混雑する時間帯をできる限り避ける。
- ・ 各工事のピークがなるべく重ならないように工程を調整する等、工事を効率化・平準化し、一時的に車両が集中する時間帯の無いよう計画する。
- ・ 複数ルートを設定し、工事関係車両の分散化を図る。
- ・ 共同住宅については、オール電化とする。
- ・ 空調設備等については、電力もしくは都市ガスを使用する設備を採用する。
- ・ 住民の通勤時には最寄りの駅までバスを運行する。
- ・ 運行を予定しているバスの車種については、大気汚染物質排出量の少ない低公害車を採用することを検討する。

(2) 騒音、振動、低周波空気振動

- ・ 工事区域の周囲に遮音壁を兼ねた仮囲いを工事に先立って設置する。
- ・ 仮囲いの設置場所、時期及び仕様については、事業計画が確定した時点で行政と十分協議を行い、その指導に従って決定する。
- ・ 低騒音・低振動型の建設機械・工法の使用に努める。
- ・ 教育施設に近接する区域で使用する建設機械については、できる限り最新の低騒音型建設機械を使用する。
- ・ 建設機械等の空ぶかしの防止、アイドリングストップを励行する。
- ・ 工事の実施に先立ち、隣接する教育施設と協議を行い、授業への影響を最小限にとどめるよう、工事の時期や時間帯を調整し設定する。
- ・ 建設資機材搬入車両の計画的な運行により適切な荷載を行い、工事関係車両の台数を削減する。
- ・ 工事関係車両の走行時間帯はラッシュ時など混雑する時間帯をできる限り避ける。
- ・ 各工事のピークがなるべく重ならないように工程を調整する等、工事を効率化・平準化し、一時的に車両が集中する時間帯の無いよう計画する。
- ・ 複数ルートを設定し、工事関係車両の分散化を図る。
- ・ できる限り低騒音・低振動型の空調設備等を採用する。
- ・ 必要に応じて防音壁の設置等の対策を行う。
- ・ 住民の通勤時には最寄りの駅までバスを運行する。

(3) 日照障害

- ・ 計画建物の高層棟はなるべく事業計画地の中央もしくは南側に配置する。
- ・ 近隣教育施設に近接するD街区の北側については低層の建物を配置する。

(4) 電波障害

- ・ 工事中及び計画建物建設後に電波障害が発生すると予測される場合は、共同受信方式もしくはケーブルテレビ方式による対策を行う。
- ・ 周辺地域において電波障害が発生した際には、迅速に原因調査を実施し、本事業による影響であると認められる場合には適切に対応する。

(5) 風害

- ・ 計画建物の高さを抑えるとともに変化をもたせ、配置を分散させた計画とする。
- ・ 敷地境界から建物までの離隔をとる。
- ・ 計画建物の周辺や道路周辺にできる限り樹木を植栽する。
- ・ 周辺地域において風害についての苦情が発生した際には、協議を行い、必要に応じて迅速に原因調査を実施し、本事業による実害が発生していると認められる場合には適切に対応する。

(6) 動植物

- ・ 工事区域の周囲に遮音壁を兼ねた仮囲いを設置する。
- ・ 低騒音型の建設機械・工法の使用に努める。
- ・ 建設機械等の空ぶかしの防止、アイドリングストップを励行する。

- ・動植物の主要な生息地である樹林地の大部分は、提供公園・保全緑地として活用する。
- ・提供公園・保全緑地において、防災・安全上や維持管理上必要な整備を行う際には、生物多様性を保全する観点からできる限り現況の保存に努める。
- ・現存植生のうち在来植生であるコナラ-アベマキ群集における発生土について、在来の草本類の植生回復を促進させるために利用する。
- ・表土の流出防止対策にはネット等を利用し、在来の草本類の植生回復を妨げないように努める。
- ・改変される地区についてもできる限り樹木を植栽する。
- ・宅地周辺の緑化については、動物の移動や緑の連続性に配慮し、保全する緑地とのつながりを考えた植栽に努める。
- ・計画道路の稲荷神社、星ヶ池周辺と接する側には、緩衝帯として歩道を設置し、歩道脇に植栽を検討することにより、周辺樹林地への影響を軽減する。
- ・事業計画地内の照明については、周辺に生息・生育する動物、植物への影響に配慮し、基本的に内側に向くよう設置する。

(7) 人と自然との触れ合いの場

- ・改変による影響を受ける桜についてはできる限り敷地内へ移植する。
- ・緑地はできる限り保全するとともに改変地においても新たに植栽を実施する。
- ・既存の緑地等の保全及び利用にあたっては、行政と協議の上、地域住民の身近な自然空間となるよう努める。
- ・提供公園については、行政と協議の上、現況の緑豊かな自然空間を生かした街区公園として整備するよう努める。
- ・工事区域の周辺には、必要に応じてフェンス等の設置を行い、周辺住民の安全を図る。

(8) 景観

- ・計画建物の高さを抑えるとともに変化をもたせ、配置を分散させた計画とする。
- ・敷地境界から建物までの離隔をとる。
- ・事業計画地周辺の緑地をできる限り保存する。
- ・計画建物の外観、色彩等については、周辺との調和に努める。
- ・計画建物周辺、敷地境界沿いにはできる限り植栽を行い、緑の景観に配慮する。

(9) 文化財

- ・周知の埋蔵文化財包蔵地及びその周辺地点において、土地形質の改変を行う場合は、事前に吹田市教育委員会をはじめ関係機関と十分協議を行い、法令に従って適切な措置を講じる。
- ・工事中に新たな遺跡等が確認された場合は、直ちに工事を休止し、関係機関と適切な措置について検討する。
- ・提供公園が古墳推定地にあたることから、公園整備に際しては教育委員会をはじめ関係機関と協議の上、必要な調査を行い、古墳と確認された場合には適切な保全及びその活用策を講じる。

(10) 廃棄物・発生土

- ・ 工事に伴う発生土は、盛土部分に利用する。
- ・ 搬入土についても、できる限り少なくなるよう仕上がり地盤高さを設定する。
- ・ 石膏ボードを仕上げ寸法で搬入する。
- ・ 電気・給排水設備の配線・配管をユニット化する。
- ・ 発生する廃棄物については、できる限り付着物を除去し、種類ごとに分別してリサイクルを図る。
- ・ 工事中に発生するコンクリート塊については、できる限り事業計画地内で処理を行い場内で再生利用を図る。
- ・ 搬出にあたっては、シート等で覆うなど飛散防止に努める。
- ・ リサイクルできないものは、中間処理業者を介して最終処分場にて処分することになるが、いずれの産業廃棄物についても、電子マニフェストの導入や産業廃棄物管理票を発行し、最終処分まで適正に処理されたことを確認する。

(11) 地球環境

- ・ 計画建物周辺にはできる限り植栽を行い、緑地を確保する。
- ・ 計画建物周辺の緑地以外の区域には透水性素材の利用を検討する。
- ・ 雨水貯留タンクを設置し、植栽樹への散水に活用する。
- ・ 屋上緑化により土の断熱性と日射遮蔽の効果により屋上からの熱負荷を削減する。
- ・ 一部の施設へのソーラーパネル設置や壁面緑化を実施する。
- ・ 共同住宅には高効率給湯器を導入する。
- ・ 供用後には、シャトルバスの運行、コミュニティバスの利用促進を実施する。
- ・ 今後も事業に組み込めるCO₂削減対策について、積極的に採用に向けて検討を行う。

(12) 交通

- ・ 建設資機材搬入車両の計画的な運行により適切な荷載を行うとともに、工事関係者の通勤については、公共交通機関の利用や車両の共同利用を促進し、工事関係車両の台数を削減する。
- ・ 工事関係車両の走行時間帯はラッシュ時など混雑する時間帯をできる限り避ける。
- ・ 各工事のピークがなるべく重ならないように工程を調整する等、工事を効率化・平準化し、一時的に車両が集中する時間帯の無いよう計画する。
- ・ 複数ルートを設定し、工事関係車両の分散化を図る。
- ・ 周辺道路に工事関係車両の待機車列が発生しないよう、事業計画地内に十分な駐車スペースを確保する。
- ・ 工事関係車両の走行に関して、走行ルート・走行時間帯等の配慮事項を文書化し、周知することにより、運転者に対して安全運転の徹底を図る。
- ・ 住民の通勤時には最寄りの駅までバスを運行する。